**居宅介護支援事業所における特定集中減算について**

【概要】

　居宅介護支援事業所は、毎年度2回、判定期間において作成された居宅サービス計画を対象とし、正当な理由なく、前6月間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護サービス等(※1)の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が80％を超えていた場合は、減算適用期間の居宅介護支援費のすべてについて、1月につき200単位を所定単位数から減算する。

(※1)の訪問介護サービス等とは、**訪問介護**、**通所介護**、**福祉用具貸与**又は**地域密着型通所介護**のことです。

【提出期限】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 判定期間 | 減算適用期間 | 提出期限 |
| 前期 | 各年度3月1日から8月末日 | 10月1日から3月31日 | 各年度の9月15日 |
| 後期 | 各年度9月1日から2月末日 | 4月1日から9月30日 | 各年度の3月15日 |

【提出の対象者】

①の届出書、または⑤の計画数計算書による計算の結果、紹介率最高法人の紹介率が80％を超えた居宅介護支援事業者

【提出先】

計算の結果、紹介率最高法人の紹介率が80％を超えた居宅介護支援事業者は、嘉島町役場町民課介護保険係へ提出してください。

　ただし、届出書は、提出しない場合もすべての居宅介護支援事業者が事業所ごとに作成し、判定期間後の算定期間が完結してから5年間は保存してください。

【提出書類】

　①特定事業所集中減算届出書（嘉島町）

　④理由書提出一覧表

※提出すべき書類の判断については、別添の「特定事業所集中減算提出書類早見表」をご　確認ください。

**紹介率最高法人の紹介率が８０％を超過しても、**

**減算しない場合の正当な理由の範囲について**

【嘉島町における正当な理由の範囲】

添付資料**『資料１』正当な理由の範囲（嘉島町）**　を参照してください

【該当要件】　・**『資料１』正当な理由の範囲（嘉島町）**の要件の中で、①～④または⑥のいずれかに

該当する場合

　・**『資料１』正当な理由の範囲（嘉島町）**の要件⑤に該当すると事業所で判断し、かつ紹介率最高法人の利用者のうち90%以上の利用者から【**様式２．理由書（単独様式）】**または**【様式３．理由書（複数様式）**】の提出を受け、提出された理由書のうち利用者の希望により適正に選択されたと嘉島町において判断できる割合が90%以上の場合。

※訪問介護の特定事業所加算の算定のみでは正当な理由に該当しないものとします。

【理由書の対象者】　　理由書の提出は、判定期間中に紹介率最高法人を利用した全ての利用者が対象です。

　　ただし、期間中に亡くなった方を除きます。

【提出について】  
　　各サービス利用者から提出を受けた理由書に記載してある「事業所を選択した理由」　　を『**様式４．理由書提出一覧表**』に転記し、『**様式１．特定事業所集中減算届出書（嘉島町）**』とともに提出してください。

(様式２または様式３の各理由書は事業所保管とし、嘉島町への提出は不要)

【関係書類の確認について】  
　嘉島町が理由書及び理由書提出一覧表の提出を求める場合、居宅介護支援事業所はその求めに応じなければなりません。（根拠法:介護保険法第23条）